令和８年１１月１３日

質問回答書

件名	県立宮崎病院飲食店運営業務	
番号	質問内容	回答
1	貸付期間が令和 9 年 1 月 11 日からとなっていますが、オープンまでに 2 ヶ月から 3 ヶ月以上はかかるが協議は可能か。同時にその間の賃借料はどのようになるのか。	契約締結後の協議事項と考えております。工事内容に合わせて、賃借料の発生日についても協議を行います。
2	原状回復についてはどのようなお考えでしょうか。同時に使用しない機材についての保管撤去などはどのようになりますか。	契約締結後の協議事項と考えております。使用しない機材の保管については、当院で行います。
3	広告資料内に工事区分が記載されているが、B 工事発生有無がある場合の範囲について教えていただきたい。	当初設計図面のため、B 工事は施工済みです。必要となった場合は、別途協議を行います。
4	契約期間は 4 年間ですが、変更協議の不可を教えていただきたい。	公有財産取扱規則にて貸付期間は 5 年を超えることができないとなっております。貸付期間の更新を希望する場合は、貸付期間満了日前 15 日までに更新申請書等の提出し、許可を得ることで更新可能です。
5	店舗運営従事者の駐車場について事業者の責任で確保とありますが、病院と契約できるスペースはあるのか。	病院敷地内の確保はできません。近隣のコインパーキングをご利用ください。
6	工事作業可能時間について教えてほしい。	時間：8 時 15 分～17 時 15 分 曜日：制限なし 振動・騒音等：土日祝日 契約締結後の協議事項と考えていますが、平日は、外来患者の出入りがあるため配慮が必要となります。
7	1 階飲食店舗 CAD データの開示を依頼したい。できれば早急に共有していただきたい。	DWG 形式で配布します。